

広労基発 1204 第 2 号

平成 27 年 12 月 4 日

(一社) 日本鑄造協会中国四国支部長 殿

広島労働局労働基準部長



## 化学物質等のリスクアセスメントの義務化に向けた取組みについて

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

平成 26 年 6 月 25 日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 82 号。以下「改正法」という。）により、人に対する一定の危険性又は有害性が明らかになっている化学物質等について、事業者及び労働者がその危険性や有害性を認識し、事業者がリスクに基づく必要な措置を検討・実施する仕組み（リスクアセスメント）が義務化されました。また、平成 27 年 6 月 10 日に公布された労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 250 号）により、化学物質等の譲渡又は提供時の名称等の表示義務の対象物質が拡大されることになっています。

今般、化学物質等の表示及びリスクアセスメント等の見直しに関しては、下記のとおり、政令、省令、指針、通達等の制定・改廃が行われ、平成 28 年 6 月 1 日から施行されます。

これにより、対象となる 640 の化学物質等について、譲渡又は提供する際における容器又は包装へのラベル表示及び安全データシート（SDS）の交付並びに化学物質等を取り扱う際のリスクアセスメントの 3 つの対策を講じていくことが必要となります。

つきましては、事業者の皆様に向けたパンフレット「労働災害を防止するためリスクアセスメントを実施しましょう」を送付いたしますので、貴団体におかれましても、化学物質等の表示及びリスクアセスメント等の実施に係る制度改正の趣旨を御理解いただき、会員に対する周知を図るとともに、化学物質等のリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減措置が適切に講じられるよう特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

## 記

### 1 法律

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 82 号）（平成 26 年 6 月 25 日  
公布）

### 2 政令

労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第  
250 号）（平成 27 年 6 月 10 日公布）

### 3 省令

労働安全衛生規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令  
（平成 27 年厚生労働省令第 115 号）（平成 27 年 6 月 23 日公布）

### 4 指針

化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成 27 年 9 月 18 日付  
け指針公示第 2 号）

### 5 関係通達

労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令等の施行について  
（化学物質等の表示及び危険性又は有害性等の調査に係る規定等関係）（平成 27 年 8 月  
3 日付け基発 0803 第 2 号）

化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針について（平成 27 年 9 月  
18 日付け基発 0918 第 3 号）

※ 1～5 の内容については、下記の厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、御  
参照ください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/)